

# 《神奈川県 建設業許可相談事業 相談員募集》

建設業許可相談事業は、神奈川県行政書士会として、県民サービス向上と行政の効率的執行に寄与する目的で平成16年度に開設されて以来、建設業許可申請の手引き及び神奈川県ホームページに掲載され、また平成19年4月には神奈川県知事より「感謝状」を頂戴するなど、着実に成果を上げています。

この事業を継続し、さらなる成果を上げるためには、行政書士の社会的使命を自覚し、かつ建設業許可申請業務に精通した相談員が必要です。

つきましては、下記要領により相談員を募集しますので、希望される方は下記要領に従ってお申し込みください。

(なお現在建設業許可相談員に就任頂いている会員へは別途案内をするため、応募の必要は有りません)

## 神奈川県建設業許可相談事業 相談員募集要領

### 1 業務内容

建設業の許可申請手続きに関する相談業務

(神奈川県発行の「建設業許可申請の手引き」に記載の内容に限ります。大臣許可、他都道府県の許可、経審、電子申請、CCUS等は範囲外。)

### 2 相談員業務期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間

※その後継続頂ける方は別途更新させていただきます。

### 3 相談日

次の日を除く毎日

- (1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に定める日
- (2) 令和6年12月29日から令和7年1月3日まで
- (3) その他、神奈川県及び神奈川県行政書士会の指定する日

### 4 相談時間

午前の部 【電話相談】 午前9時30分から午後0時30分まで(3時間)

午後の部 【対面相談】 午後0時30分から午後3時30分まで(3時間)

1日に2名の配置を行います。

### 5 相談実施場所

【電話相談】各相談員の事務所等

【対面相談】建設業課横浜駐在事務所内相談ブース

(かながわ県民センター4階、許可申請窓口の正面)

※相談時間、実施場所については、今後の社会状況により変更になる場合があります。

### 6 相談担当回数

午前・午後各1名配置で、相談員50名体制の場合、年間10回程度が見込まれます。

### 7 応募の資格・条件

- (1) 応募申込書提出日において、会員歴3年以上の会員
- (2) 最近2年間に、建設業許可申請業務のうち新規、般・特新規、業種追加、更新等の申請書の作成及び申請の代理、代行をした経験が有る会員
- (3) 上記1及び2と同等以上の能力を有すると審査により判定された会員
- (4) 会員処分を現に受けていない、及び会費を滞納していない会員

(5) 行政書士賠償責任補償制度に加入している会員（未加入の場合は配置までに加入すること）

(6) 相談員連絡会議、及び指定された相談日に必ず出席できる会員（相談日の事前交代は可）

(7) 選考のための面接に必ず出席できる会員（面接日は第1次選考後に調整します）

8 募集人員

20名

9 誓約書の提出と委嘱状の交付

第一次選考及び面接を経た会員は、会長あてに誓約書を提出して頂き、会長より神奈川県への相談員の推薦を行い、神奈川県知事より委嘱状が交付されます。

10 旅費の支給

相談員には、神奈川県行政書士会会則施行規則及び同旅費規定に基づき、日当・旅費を支給いたします。但し、電話相談の場合には旅費の支給はなく日当のみとなります。

11 応募方法

本会事務局あてにメールにてお申し込みください。

12 応募期限

令和6年2月9日（金）16時

13 選考

応募された方には、令和6年2月16日（金）迄に1次選考の結果をメールにて通知し、別途面接等の詳細のご案内をさせていただきます。

---

## 神奈川県建設業許可相談事業 相談員募集申込書

令和 年 月 日

ふりがな 氏名			
登録番号 (8桁)		会員番号 (4桁)	
事務所所在地			
電話番号			
FAX 番号			
メールアドレス			
携帯電話番号			
電話相談用電話番号			
賠償責任補償制度	<input type="checkbox"/> 加入済 証券番号：		<input type="checkbox"/> 未加入

**送付先：gyosei@kana-gyosei.or.jp（本会事務局メールアドレス）**

**令和6年2月9日（金）16時必着**